

第7章 電気事業制度・ガス事業制度のあり方

第1節

電気事業

1. 電気事業制度改革

(1) 電気事業制度改革

電気事業においては、規模の経済を前提に、電気供給を営む電気事業者に対して発送電一貫の独占的供給を認め、一方で料金規制等によってその弊害を排除するという形の事業規制を課すことが、国民経済的に見て最適であると考えられてきました。

このような従来の電気事業の公益事業規制の在り方に対して、1995年、1999年に2度の制度改革が行われ、さらに第3次の改革として2003年に電気事業法の改正（全面施行は2005年4月）が行われました（第371-1-1）。

〔1〕1995年の電気事業制度改革

1993年12月の総合エネルギー調査会総合部会基本政策小委員会中間報告において、発電部門への市

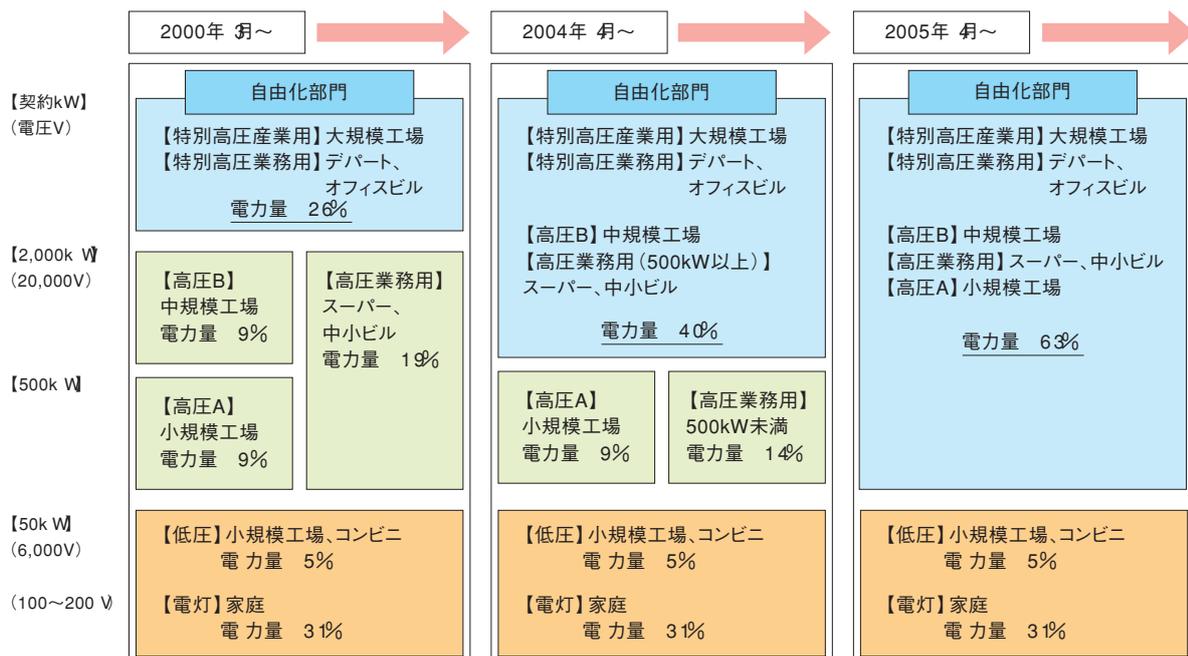
場原理導入が提言され、これを受け1995年4月に電気事業法が一部改正、同年12月に施行されました。

この規制緩和によって、電気事業者以外の事業者が、電力会社に電気を売ること（卸売）が認められるようになりました。電力会社にとっては、電力会社・卸電気事業者以外からも電気を買うことが可能となり、電源調達の見通しの拡大につながりました。なお、この電力卸売事業に新規参入する事業者は独立系発電事業者（IPP）と呼ばれています。

また、電力会社と同様に供給地域と供給責任を持つという条件の下で、電力会社以外の事業者が小売まで行うことができるよう、規制改革が行われました。これによって、自前の発電設備と送配電設備を持つ事業者が、特定地域の電力需要家に直接、電気を売ることができるようになりました。この新しい事業を特定電気事業といい、その事業者を特定電気事業者といいます。

【第371-1-1】

電力自由化に向けたスケジュール

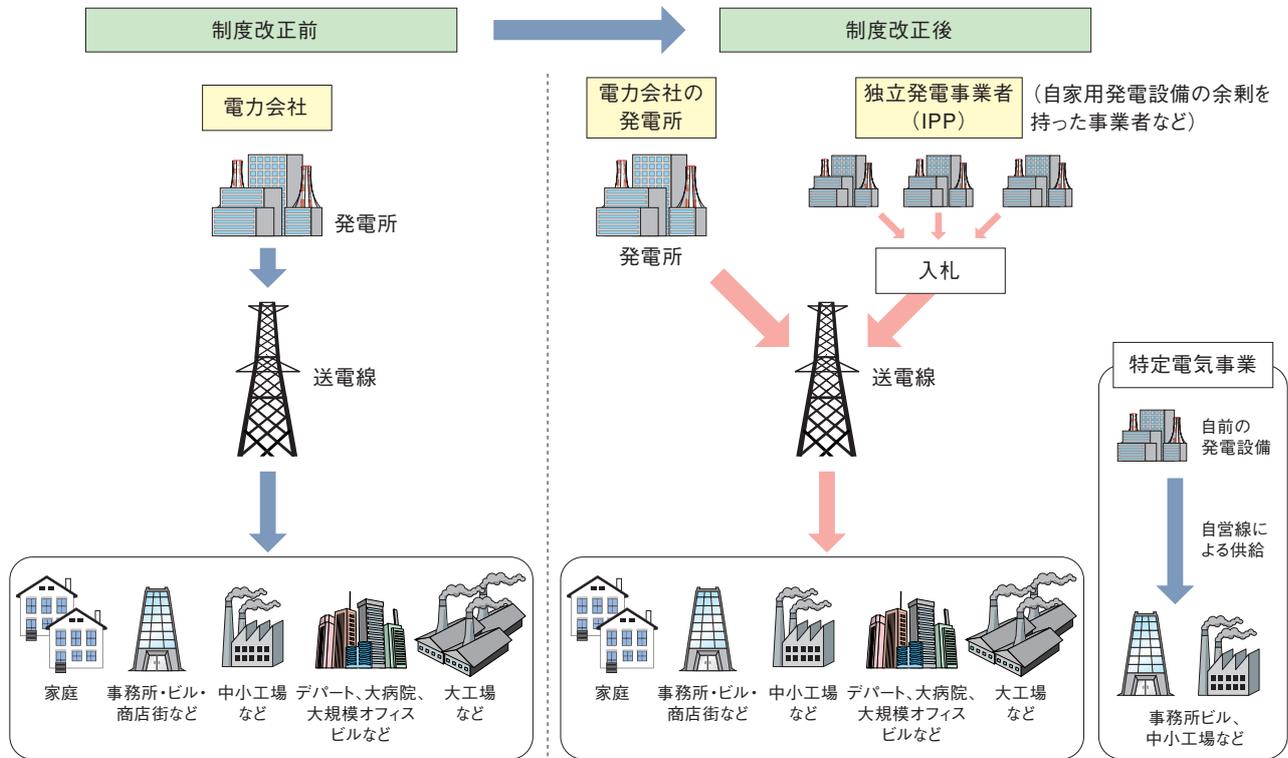


(注) 沖縄電力の自由化の範囲は2000年3月以降20,000kW、60,000V以上ですが、2004年4月に特別高圧需要家(原則2,000kW以上)に拡大しました。

更に、料金規制の見直しとして、①ヤードスティック査定導入、②選択約款の導入、③燃料費調整制度の導入、④経営効率化制度の見直し等が行われました（第371-1-2）。

【第371-1-2】

1995年の電気事業制度改革



1995年の電気事業制度改革の概要

- 卸売事業の自由化
 - 〔1〕卸売事業への参入自由化
 - 〔2〕電源入札制度の導入
 - 〔3〕卸託送制度の整備
- 小売供給事業への参入整備
 - 特定電気事業の創設
- 料金規制見直し
 - 〔1〕ヤードスティック査定導入
 - 〔2〕届出制の選択約款導入
 - 〔3〕燃料費調整制度導入、
 - 〔4〕経営効率化計画の策定

〔2〕1999年の電気事業制度改革

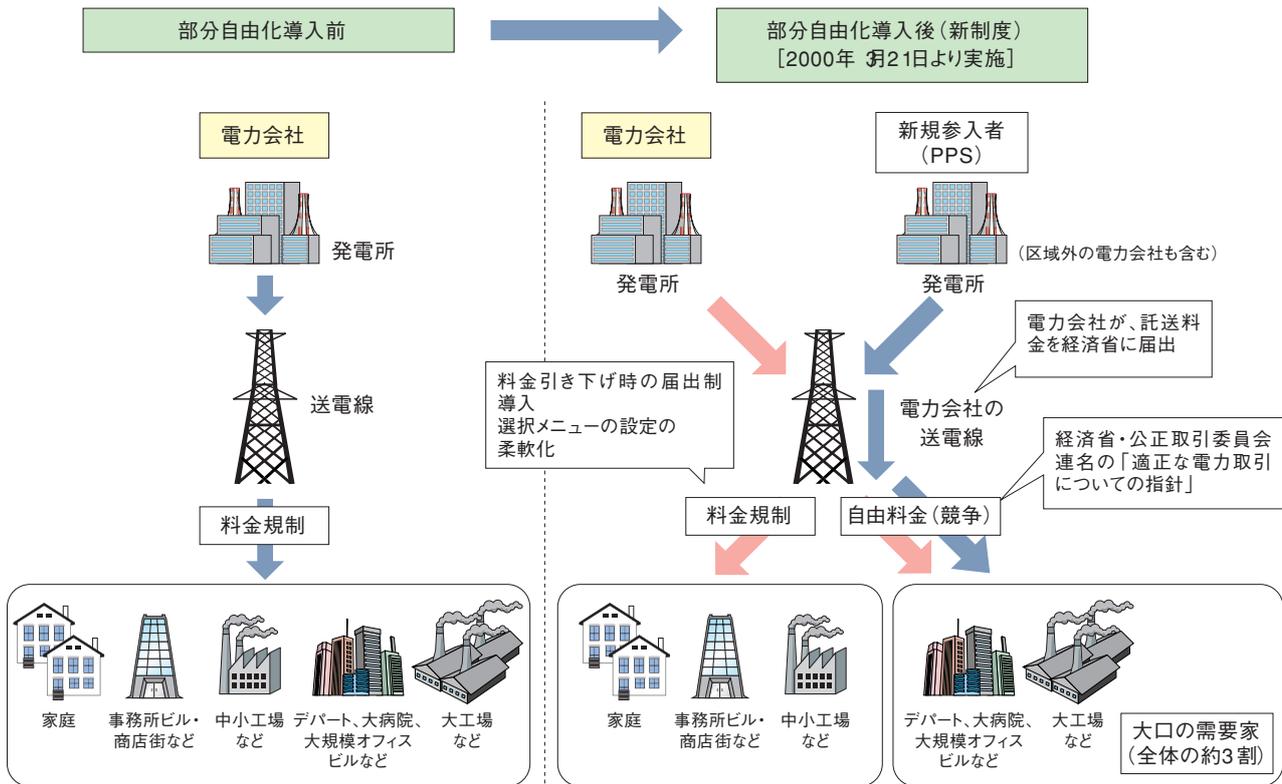
1999年の制度改革では、国際的に遜色のないコスト水準とする観点から電気事業法が改正されました（第371-1-3）。改正電気事業法での具体的な制度改革の内容は、小売部門に競争を導入するため、2000年3月から大規模工場やオフィスビル、デパート、大病院等の特別高圧で受電する需要家（2万V以上で受電、電気の契約電力が原則2,000kW以上

の需要家）に対しては、電力会社以外の新規参入者も電気を供給することができるようになりました（新しく電気の小売事業に参入した事業者は、特定規模電気事業者（PPS）と呼ばれています）。その際、自由化対象となった需要家は、我が国の電力販売量の3割弱を占めていました。

また、託送ルールの整備、料金規制の見直し、兼業規制の撤廃等がなされました。

【第371-1-3】

1999年の電気事業制度改革



1999年の電気事業制度改革の概要

- 小売の部分自由化の導入
 - 〔1〕特定規模電気事業者の創設
特別高圧の需要家（2万V以上で受電、電気の契約電力が原則2,000kW以上）に対して、一般電気事業者（電力会社）以外の者でも、電気の供給を可能とする。
 - 〔2〕託送ルールの整備
電力会社が維持及び運用する送電ネットワークを、新規参入者（特定規模電気事業者：PPS）が利用するための公正かつ公平なルールを整備する。
- 料金規制の見直し
 - 〔1〕料金引下げ時においては届出制とする。
 - 〔2〕選択約款メニューの拡充を図る。
 - 〔3〕卸供給の料金規制を認可制から届出制とする。
- その他
電力会社の経営自主性の尊重、経営資源の有効活用等の観点から、兼業規制を撤廃する。

〔3〕2003年の電気事業制度改革

2003年の制度改革では、供給システム改革による安定供給の確保、環境への適合及びこれらの中で

の需要家選択肢の拡大という観点から、電気事業法が改正されました（第371-1-4）。

改正電気事業法は2004年4月より一部施行され、

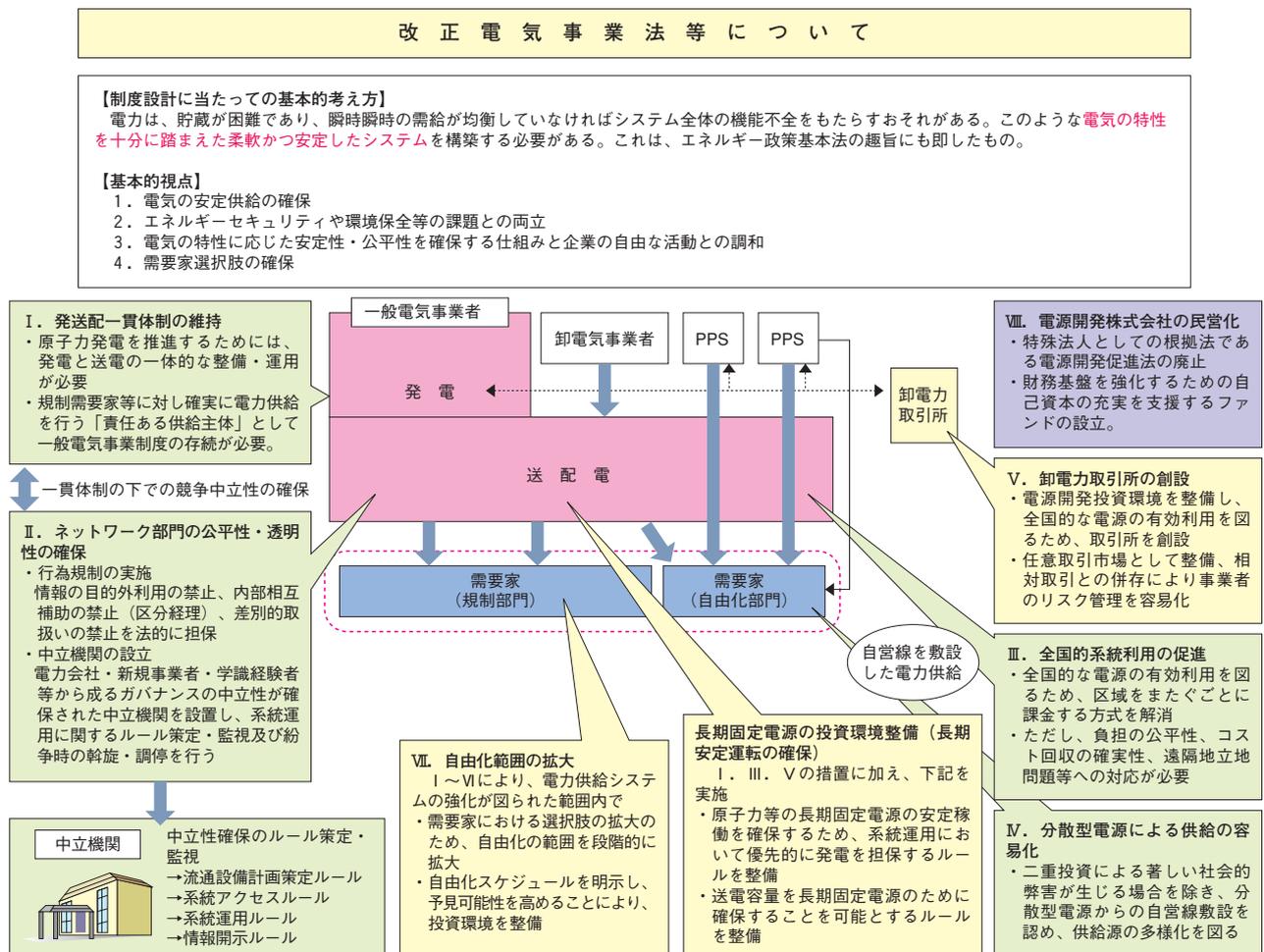
小売自由化範囲が500kW以上の高圧需要家に拡大され、我が国の販売電力量の約4割が自由化対象となりました。

2005年4月からは全面施行され、小売自由化範囲がすべて高圧需要家にまで拡大され、我が国の

販売電力量の約6割が自由化対象となりました。また、送配電等業務支援機関として電力系統利用協議会が、私設・任意の卸電力取引市場として日本卸電力取引所が本格運用を開始しました。

【第371-1-4】

2003年の電気事業制度改革



2003年の電気事業制度改革の概要

●電力の供給システムの改革による安定供給の確保

〔1〕ネットワーク部門の調整機能確保

新規発電所の既存送電線への接続可否、送電可能容量限界時の出力変更指令等のネットワーク部門における調整機能確保のため、以下の措置を導入。

(ア) 発電から小売等の川上から川下まで一貫した体制で、確実に電気の供給を行う「責任ある供給主体」として、一般電気事業者制度を存続し、いわゆる発送電分離のような構造規制（アンバンドリング）を採用しない。

(イ) ネットワーク部門の公平性・透明性についての市場参加者の信頼を確保し、ネットワーク部門が供給信頼度の維持に不可欠な調整機能を確保し得るよう、電力会社のネット

ワーク部門について、アクセス情報等の目的外利用の禁止、差別的取扱いの禁止、他部門との内部相互補助を防止するための会計分離及びその結果の公表の義務づけ等の措置を講ずる。

(ウ) 電力会社、新規参入者や学識経験者等が公平・透明な手続の下で送配電部門に係るルール策定及び運用状況の監視等を行う仕組み（送配電等業務支援機関）を構築する（行政は公平性・透明性の遵守に係る事後チェックのみ実施）。

[2] 広域流通の円滑化

全国の発電所の供給力を有効活用できるよう、供給区域をまたいで送電するごとに課金される仕組み（振替供給料金）を廃止する等、現行の託送制度を見直し、広域的な電力取引を円滑化する。なお、振替供給料金の廃止については、コスト回収、地域間精算、遠隔地立地への対処を図るとともに、廃止後の状況の推移をみて、大きな問題が生ずれば、直ちに廃止を見直すものとする。

[3] 電源開発投資環境の整備

発送電一貫体制の維持及び全国的な電力流通の円滑化も、原子力を始めとする電源開発の投資環境整備に資するものであるが、これらに加えて、市場価格を投資リスクの判断に利用したり、余剰電力の販売先を確保する等投資リスク管理を容易にするため、全国規模の私設・任意の卸電力取引市場を創設する。

[4] 供給力の多様化に資する分散型電源による電力供給の容易化

多様な電力供給手法を整備することにより、一層の安定供給を図るため、二重投資による著しい社会的弊害が生ずる場合を除き、コージェネ等の分散型電源から特定規模需要（自由化対象の需要）に対し、自らが維持・運用する電線路により電気を供給することを可能とする。

●環境への適合

原子力、水力といった環境調和型電源の円滑な導入。

(ア) 全国的な電力流通の円滑化（上記〔2〕）等

(イ) 優先給電指令制度や送電容量の確保のための仕組みの構築（上記〔1〕）。

●需要家選択肢の拡大

2004年4月から契約電力量500kW以上の高压需要家、2005年4月から契約電力量50kW以上のすべての高压需要家を対象に自由化。

[4] 電気事業制度改革の成果

(ア) 新規参入の増加

2000年に特別高压需要家への小売自由化が始まったことを受けて、電力小売に新規参入する企業（PPS）が登場しました。これらPPSの新規参入後、民間の電力ユーザーの中で従来の電力会社からPPSに切り替えるケースや、公共施設における電力供給入札でPPSが落札するケースが出てくるようになりました。

PPSは新規参入以降、電力販売量が増加しており、2005年度には計110億kWhの販売を行っています。

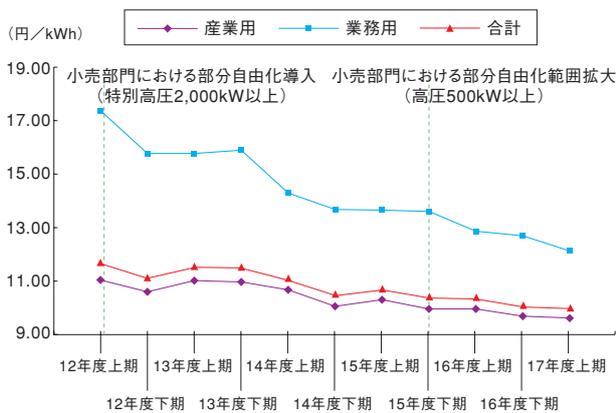
また、新規参入事業者は、2007年3月現在全国

で23社となっています。新規参入したPPSにはガス会社や石油会社等のエネルギーサービス事業者が含まれ、多様なサービスの提供を図る等、事業者間の競争が現れています。

なお、競争入札による政府の電力調達、新規参入者の事業シェアの拡大につながり、有効な競争の促進に一定の貢献をしてきたことを評価しつつ、一方で京都議定書の発効を受け、政府として二酸化炭素の排出削減に率先して取り組む必要があることから、省CO₂化の要素を考慮した入札方式の導入を一部で開始しました。

【第371-1-5】

自由化対象電力需要家における平均単価の推移



(イ) 料金の低下

規制改革によって、PPSと従来の電力会社の間で競争が発生したことで、自由化対象である大口の電力需要家が、供給を受ける電力会社を自由に選ぶことができるようになりました。PPSは当然、電力会社の料金水準よりも安い料金を需要家に提示しようとするため、競合する電力会社の側にも料金を引き下げる動機が働きます。

電力小売自由化の始まった2000年から2005年上期にかけて、自由化対象の電力需要家における平均の単価で見ると、全体で14.7%（業務用：30.1%、産業用：12.7%）の低下となっています（第371-1-5）。

また、規制部門の電気料金についても2000年の制度改正後、数度の料金改定（2000年、2002年）が行われ、更に2004年から2005年にかけて電力各社において3度目の料金改定が実施され、価格が引き下げられています。

2. 平成18年度において電気事業に関して講じた施策

(1) これまでの電気事業制度改革の評価・検証

これまで数次にわたり電気事業制度改革が行われてきたところですが、小売自由化範囲については、2007年を目途に、全面自由化を含めた検討が開始される予定であり、これまでの制度改革について評価・検証を行う必要があります。そこで、2005年10月に総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の下に制度改革評価小委員会を設置し、これまでの

電気事業制度改革について評価・検証を行い、2006年5月に制度改革評価小委員会報告書を取りまとめました。

(2) 市場監視小委員会

規制改革・民間開放推進3か年計画（2004年3月）等を受けて、2005年3月に総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の下に市場監視小委員会を設置しました。2006年6月の第2回小委員会においては、電気・ガス事業分野における紛争等案件および託送供給業務に係る行為規制について審議を行いました。

(3) 「適正な電力取引についての指針」の改定（公正取引委員会及び経済産業省共同所管）

前回改定以降、これまで行政当局に相談のあった事例および2005年4月から卸電力取引所における取引が開始されたこと等を踏まえ、電気事業分野における適正な電力取引の在り方についてより具体的かつ明確な記載を行いました（2006年12月改定）。

第2節

ガス事業

1. ガス事業制度改革

(1) ガス事業制度改革について

ガス事業については、1994年、1999年及び2003年の3度にわたり制度改革が行われています。

[1] 1994年のガス事業制度改革

1994年の制度改革においては、天然ガス導入の進展に伴い、①工業用等の需要において天然ガスのシェアが高まっていること、②これら需要家は、概して他燃料への転換が容易であるため、一般ガス事業者との間で価格交渉力を有するようになってきたこと、③一般ガス事業者の供給区域外の工業用等の需要においても天然ガスのニーズが高まってきたこと等を背景に、大口需要家を対象としたガスの小売自由化等を実施しました。

この制度改革により、従来、年間契約ガス使用量200万m³以上（46MJ換算）の大口需要家は、ガスの供給者を選ぶことが可能となり、料金やその他の供給条件も当事者間の自由な交渉によるものとなりました。

1994年のガス事業制度改革の概要

●大口供給制度の創設

大口需要家（年間契約ガス使用量 200 万 m³ 以上（46MJ 換算））へのガス供給について

- ①料金規制に関して、原則として大口需要家とガス供給者との間の自由な交渉により料金を設定。
- ②参入規制に関して、一定の条件下で、一般ガス事業者による供給区域外への大口供給及び一般ガス事業者以外の者（大口ガス事業者）による大口供給を原則認める。

●大口供給に係る託送ルールの整備

大口供給に係る託送を受託する一般ガス事業者により、引受条件等の基本的事項を定めた託送取扱要領を整備。

●ヤードスティック的査定方式の導入

一般ガス事業者の料金改定時に、一般ガス事業者間での経営効率化の度合を比較査定するヤードスティック的査定方式を導入。

●原料費調整制度の導入

為替レートや原料輸入価格の変動などによる原料費の変動を定期的かつ自動的に料金に反映する原料費調整制度を導入。

〔2〕1999年のガス事業制度改革

1999年の制度改革においては、①より開かれたガス市場を構築すること、②需要家利益を増進するとともに、ガス供給者の選択機会を拡大すること、③ガス供給者の経営自主性を尊重すること、④行政

の関与・規制を必要最小限化・重点化することを基本的な考え方として、以下を主な内容とする制度改革を実施しました。また、公正・有効な競争を確保するという観点から、2000年3月、「適正なガス取引についての指針」が制定されました。

1999年のガス事業制度改革の概要

●小売自由化範囲の拡大

需要家ニーズに対応して小売自由化対象範囲をそれまでの年間契約ガス使用量 200 万 m³ 以上（46MJ 換算）の需要家から 100 万 m³ 以上（46MJ 換算）の需要家まで拡大。

●接続供給制度の法定化

独自の導管を持たない事業者等の大口供給への参入を容易にし、接続供給（託送）に関する公正かつ透明な契約を担保するため、大口供給に対する接続供給（いわゆる託送）約款の作成を大手都市ガス4社（東京・大阪・東邦・西部）に義務付け。

●簡易ガス事業者の参入基準の明確化

1999年11月に需要家利益の阻害性及びガス工作物の過剰性の判断基準を運用上明確にし、併せて地方ガス事業調整協議会を廃止。これにより、簡易ガス事業者による一般ガス事業者の供給区域内への参入の可能性を容易に判断できるよう措置。

●料金規制の見直し

供給約款料金の引き下げについて認可制から届出制へ移行。また、新たな需要家ニーズに即応し、需要家を選択できるメニューを多様化するため、「選択約款」の届出制を創設。

●卸供給制度の弾力化

一般ガス事業者が他の一般ガス事業者または卸供給事業者から導管によりガスを卸受けする

卸供給について認可制から届出制へ移行。また、卸受側の一般ガス事業者に相当程度交渉力があるような場合については、ガス事業者の規制対象「卸供給」の範囲から除外。

●行政手続きの簡素化等

一般ガス事業者の兼業については、事業者の経営自主性を尊重する観点から、兼業許可制を廃止。また、ガス工作物の変更については、従来は許可制となっていたが、ガス事業の安全規制が見直されることに加え、行政事務の簡素化の観点から、届出制に移行。

〔3〕2003年のガス事業制度改革

2003年のガス事業制度改革では、エネルギー産業における天然ガスへの期待の増大を踏まえ、ガス事業の競争環境の整備、ガス価格の一層の低下などを目指す観点から法改正が行われました。

具体的には、川上から川下まで一貫した体制でガスを供給する体制を維持した上で、①効率的なガス供給基盤の整備とその有効利用の促進の観点から、

ガス導管事業をガス事業法上に位置付けるとともに、②導管の託送ルールの充実・強化、③ガス利用者の選択肢の一層の拡大の観点から、ガス小売自由化範囲を年間契約ガス使用量50万m³以上の需要家まで拡大しました。

更に、託送供給の中立性・透明性の確保や、LNG基地の有効利用促進の観点から、2004年8月、「適正なガス取引についての指針」が一部改定されました。

2003年のガス事業制度改革の概要

●小売自由化範囲の拡大

ガス利用者の選択肢の一層の拡大の観点から、小売自由化の範囲を年間契約ガス使用量50万m³以上の需要家まで拡大。また、大口供給の許可制を変更命令付きの届出制に移行。

●ガス導管事業の創設

ガスの小売及び卸売に使用するすべての導管を原則として平等かつ公正に取り扱う観点から、国産天然ガス事業者や電気事業者など、一般ガス事業者以外の者でガス供給用の導管を保有または運営する事業者を、ガス事業法上新たに「ガス導管事業者」として位置付け。

●託送供給制度の充実・強化

既存事業者と新規参入者の公正な競争条件を確保しつつ、自由化されたガス市場において需要家の実質的な選択肢の拡大を図るために、すべてのガス供給用の導管を保有または運営する者に対し、他の者からガスの接続供給を要請された場合に、正当な理由なくこれを拒むことができないものとする託送供給義務を制度化。

●LNG基地の有効利用促進

LNG基地の有効利用促進の観点から、2004年8月、「適正なガス取引についての指針」を一部改定。

●卸供給規制の見直し

卸供給条件の届出を廃止し、卸供給ガスの託送義務化。

〔4〕ガス事業制度改革の成果

このようなガス小売の部分自由化の結果、自由化領域における新規参入等によって競争が活発化し、電気、石油等の他のエネルギー市場との競争に加え、

ガス対ガスの競争が進展しています。

これにより、2005年度において、大口供給が総ガス供給量に占める割合は、約5割となっていますが、このうち、一般ガス事業者以外による新規参入

は、27社155件（2007年2月1日現在。国産天然ガス事業者、電力会社、商社等）となっており、全大口供給量に占める割合は約8.1%（2005年度実績）となっています。

経営面では1995年以降、販売量あたりの事業費用をみるとLNG輸入価格の上昇傾向等を受けて原材料費が上昇しているものの、労務費等の削減努力により、全体として販売量あたりの事業費用は低減してきており、都市ガスの平均販売単価は低下傾向にあります。

更に、2003年のガス事業制度改革により、託送供給制度の充実・強化を図り、導管ネットワーク部門の公平性・透明性を確保する観点から、託送収支に係る規定を追加しました。また、これに伴い、ガス料金情報公開ガイドラインの一部が改正されまし

た。

(2) 都市ガスの高カロリー化

高カロリー化とは、都市ガス事業者が、供給ガスを低カロリーガス（ナフサやブタン等の改質ガス）から天然ガス等の高カロリーガスに転換することをいいます。ガス機器は、特定のガス種に適合しているため、ガスを高カロリー化する場合には、ガス機器を調整する必要がある、多大なコストがかかります。高カロリー化は、その意義や多大なコスト負担等を踏まえて、政府による財投、補助金等の財政的支援が行われています。

現在、一般ガス事業者210事業者中、183事業者が高カロリー化を実施しており（2007年3月1日現在。実施中を除く。）、未実施の事業者も2010年までの高カロリー化に取り組んでいます。

高カロリー化の意義

〔1〕天然ガスの普及拡大

化石燃料の中で最も二酸化炭素排出量の少ない天然ガスを全国に普及。

〔2〕需要家の利便性拡大

高カロリーガス用機器は低カロリーガス用に比べて種類が多く、需要家のガス機器選択幅が拡大する。

〔3〕事業者のエネルギー供給基盤の強化

長期的なコストダウン等による供給基盤の強化（導管輸送能力の向上等）

2. 平成18年度においてガス事業に関して講じた施策

(1) ガス事業の更なる小売自由化について

総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会において、2007年から実施する年間契約ガス使用量10万m³以上の需要家までの自由化範囲拡大の着実かつ円滑な実施を図るべく、その実施方法等について審議されました。

具体的には、自由化範囲の担保方法、託送供給制度の充実・強化、自由化領域の顧客に対する供給義務の在り方の仕組みの整備、新規の導管設置による利益障害性判断基準等に係る対応について報告書がとりまとめられました（2006年5月）。

(2) 自由化範囲拡大に係る関係省令等の整備について

〔1〕ガス事業法施行規則の改正

大口供給の要件の一つである年間契約ガス使用量を「50万m³以上」から「10万m³以上」に改正し、また、年間契約ガス使用量が50万m³未満の需要家については、実際の払出量に代えて計画払出量で行うことを可能とする規定を追加し、簡易な同時同量を導入しました。

〔2〕一般ガス事業供給約款料金算定規則の改正

供給導管が低圧管である需要家の比率が著しく増大することから、低圧導管までを対象とした供給約款を整備するため、託送供給部門原価に「低圧導管原価」を追加しました。

〔3〕 ガス事業託送供給約款料金算定規則の改正

託送供給部門原価に「低圧導管原価」が追加されることにより、中圧導管まで利用する者と低圧導管までを利用する者に対する託送供給約款料金を区分した料金を設定することを追加しました。

選択的託送供給約款料金の算定方法として原単位からの算定方法の他、新たな算定方法を追加しました。

ガス導管事業者に限り、新規導管の敷設を妨げな

いよう、新たに敷設される導管の託送供給約款料金の設定における減価償却費の算定方法として、耐用年数を30年または生産高比例法の考え方を追加しました。

〔4〕 ガス事業託送収支計算規則の改正

改正ガス事業託送供給約款料金算定規則により、新たな減価償却費の算定方法を採用するガス導管事業者においては、託送収支計算書にその旨を記載させる規定を追加しました。